

随意契約理由書

工事名：主要地方道 茨木摂津線（大岩線）法面对策工事（R3）

（都市計画道路）大岩線Ⅱ期事業は、平成30年3月17日に開通した新名神高速道路の茨木千提寺インターチェンジから、府道茨木亀岡線を介して茨木市中心部を結ぶ主要アクセス道路として整備を進めているものであり、最近では、インターチェンジ～市内中心部間の交通車両に加え、近隣の彩都中央東地区で物流施設が開業するなどし、大型車両の交通量増加にともない狭隘な周辺的生活道路への交通負荷が増大しており、当事業区間の早期開通が急務となっており、令和4年3月の供用開始に向けて工事を推進しているところである。

当該工事区間においては長大法面を有する切土区間があり、そこでは法面防護工としてグランドアンカーを施工している。当該法面の工事では上段部から順次アンカー設置と掘削を交互に施工し、所定の道路高さまで掘り下げるものであるが、昨年11月に所定の本数のアンカー設置と掘削を終えた。

その後、グランドアンカー工法の特性として、一時的なアンカー力の上昇が想定されていたことから、継続的なアンカー力のモニタリングを実施していたところ、一部のアンカーにおいて予想以上のアンカー力の上昇傾向が続いたため、本年7月に範囲をひろげてリフトオフ試験を実施した結果、予想よりも広範囲のグランドアンカーが過緊張（設計アンカー力を超過）の状況であることが確認され、急遽、有識者の助言等をもとに、原因究明のためボーリング調査等を実施したところ、風化花崗岩の応力開放による岩盤の緩みと、浸透水による風化促進が原因であることが判明した。

以上のことから対策工事として、岩盤の緩みを抑えるためのグランドアンカーを設置したうえで、過緊張グランドアンカーのアンカー力を緩める作業を行い法面全体の安定を図る必要がある。

これらの対策工事については、現在、同現場の近接箇所と同種のグランドアンカー工事を施工している施工業者に施工させることにより、準備期間の短縮、現場仮設等に係る経費の低減、複数工事が輻輳する現場における円滑な施工管理 総括的な安全管理等が確保できることはもとより、何よりも既設アンカー力の限界が危険領域に迫りつつある状況のもと早急に工事着手し、アンカーの破断及び法面の崩壊を防止する必要がある。

以上のことから、本工事は「競争入札に付しては、契約の目的を達成できないこと」、「現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行されることが不利であるとき」に該当するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び6号の規定により、井上工業株式会社と随意契約を締結するのである。